

# 告 示

## 埼玉県告示第百二二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、新座市から新座市の区域内において行われた新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所

新座市都市計画課

所沢市マチごとエコタウン推進課

朝霞市まちづくり推進課

志木市都市計画課

富士見市まちづくり推進課

三芳町都市計画課

東京都清瀬市都市計画課

### 二 縦覧の期間

令和五年二月七日（火）から令和五年三月七日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）